

譲渡性預金規定

株式会社 足利銀行

1. 取引開始時の届出事項

預金取引を新たに開始するときは、当行所定の申込書に名称、住所、生年月日（法人の場合は設立年月日）その他の届出事項を記入して印章を押印のうえ提出してください。

2. 預金の支払時期

この預金は、表面に記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および表面に記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。
- (3) この預金には、満期日以後は利息を付けません
- (4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 譲渡

- (1) この預金は、利息とともにのみ譲渡することができます。その元金の一部を譲渡することはできません。
- (2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。
 - ① 当行所定の譲渡通知書に、譲渡人が届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、延滞なく、この証書とともに表面に記載の取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。
 - ② 当行は、提出されたこの証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。
 - (3) この預金は、次の各号の一にでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一にでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。なお、当行が譲渡を認めないことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、当行が譲渡を認めないことにより当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が第2号または第3号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、預金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。
 - ① 預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者、譲渡人または譲受人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
 - (4) 預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合
 - (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとし、当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合
 - (6) 本項4号の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合
 - (7) この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずにこの預金が預け入れられたことが明らかになった場合（この預金に係る債権が現在の名義人に適法に譲渡された場合を除く。）
 - (8) この預金が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑨ 法令で定める本人確認等、および本項4号で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

⑩ この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当行が譲渡を認めないことが必要と判断した場合

⑪ 本項7号から10号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

(4) 前記4号から6号に定めるいずれの場合についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められた場合、当行は譲渡を認めることとします。

(5) この預金を質入れする場合には、本条1項から3項が準用されるものとします。

5. 預金の解約

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を満期日以降に解約するときは、証書の受領欄に届出の印章により記名押印して証書とともに預金店に提出してください。

6. 届出事項の変更、証書の再発行等

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって表面に記載の預金店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元金金の支払いまたは証書の再発行は、当初所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

7. 印鑑照合

この証書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたうえは、これらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって預金店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出ください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって預金店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 譲受人に対する規定の準用

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

10. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 第5条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとて、相殺することができます。なお、この預金に、預金者（この預金の譲受人も含みます。以下、本条において同じ）の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、この証書は届出印を押印してただちに表面に記載の預金店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、この期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の

譲渡性預金規定

株式会社 足利銀行

定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年1月6日現在)